

第 5960 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 5月22日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

④ 相続税の延納

Q：相続税の延納制度というのがあるようですが、どういうものですか？

A：要件を満たせば延納が認められます。

【解説】

相続税は、金銭で一時に納付することが原則ですが、次の要件のすべてを満たす場合には、申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供することにより、年賦で納付することができます。ただし、この場合には延納期間中、利子税がかかります。

- ①相続税額が10万円を超えること
- ②金銭で納付することを困難とする事由があり、かつ、その納付を困難とする金額の範囲内であること
- ③延納税額及び利子税の額に相当する担保を提供すること
 ただし、延納税額が100万円以下で、かつ、延納期間が3年以下の場合は担保は不要です。
- ④延納申請に係る相続税の納期限又は納付すべき日(延納申請期限)までに、延納申請書に担保提供関係書類を添付して税務署長に提出すること

なお、延納の許可を受けた相続税額について、その後に延納条件を履行することが困難となった場合には、申告期限から10年以内限り、分納期限が未到来の税額部分について、延納から物納に変更することができます。

